

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## 【 施設基準等に関する届け出事項 】

当院は中国四国厚生局長に下記の届出を行っています。

### 【 基本診療料 】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器を用いた診療</li> <li>・医療 DX 推進体制整備加算</li> <li>・一般病棟入院基本料</li> <li>・救急医療管理加算</li> <li>・診療録管理体制加算 2</li> <li>・医師事務作業補助体制加算 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期看護補助体制加算</li> <li>・医療安全対策加算 1</li> <li>・感染対策向上加算 2</li> <li>・患者サポート体制充実加算</li> <li>・バイオ後続品使用体制加算</li> <li>・病棟薬剤業務実施加算 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ提出加算</li> <li>・入退院支援加算</li> <li>・せん妄ハイリスク患者ケア加算</li> <li>・協力対象施設入所者入院加算</li> <li>・地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1</li> </ul>
--	---	---

### 【 特掲診療料 】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病合併症管理加算</li> <li>・がん性疼痛緩和指導管理料</li> <li>・夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算</li> <li>・外来腫瘍化学療法診療料 1</li> <li>・外来腫瘍化学療法診療料 1 の連携充実加算</li> <li>・がん治療連携指導料</li> <li>・薬剤管理指導料</li> <li>・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料</li> <li>・別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の (1) に規定する在宅療養支援病院</li> <li>・検体検査管理加算 (Ⅱ)</li> <li>・CT 撮影及びMRI 撮影</li> <li>・外来化学療法加算 1</li> <li>・無菌製剤処理料</li> <li>・運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)</li> <li>・呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん患者リハビリテーション料</li> <li>・ストーマ合併症加算</li> <li>・内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術</li> <li>・腹腔鏡下リンパ節群郭清術 (側方)</li> <li>・内視鏡的逆流防止粘膜切除術</li> <li>・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術</li> <li>・医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 1 6 に掲げる手術 (胃瘻造設術)</li> <li>・輸血管理料Ⅱ</li> <li>・人工肛門・人工膀胱造設前処置加算</li> <li>・胃瘻造設時嚥下機能評価加算</li> <li>・看護職員処遇改善評価料</li> <li>・外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)</li> <li>・入院ベースアップ評価料</li> </ul>
---	--

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 【 看護基準 】

#### 3階病棟

当病棟は、1日に26人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時～夕方16時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- ・ 夕方16時～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・ 深夜0時～朝8時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

#### 4階病棟

当病棟は、1日に14人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時～夕方16時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方16時～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・ 深夜0時～朝8時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

### 【 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全体制について 】

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

### 【 D P C対象病院について 】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「D P C対象病院」となっています。

※医療機関別係数 1.3535 (基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.2226+機能評価係数 II 0.0665+救急補正係数 0.0193)

### 【 明細書発行体制について 】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院は保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。マイナンバーカードを利用し医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

マイナ保険証や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

上記の体制整備に伴い、マイナ保険証利用の有無により、診療料に下記の加算が加わりますのでご了承ください。

### ◆医療DX推進体制整備加算

初診時（月に1回） 10点

### ◆医療情報取得加算

① 初診時（月に1回）

・加算：1点

② 再診時（3か月に1回）

・加算：1点

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

### 【 施設基準等に関する届出事項 】

当院は中国四国厚生局長に下記の届出を行っています。

### 【 入院時食事療養費（Ⅰ） 】

入院時食事療養費に関する特別管理により食事提供を行っており、療養のため食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

◆入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

#### 70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
一般（住民税課税世帯）※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円

#### 70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
一般（住民税課税世帯）※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食110円

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

## 【 特掲診療料の施設基準に該当する手術の実績件数 】

当院が令和7年の1年間に実施した手術名および手術件数は次のとおりです。

(期間：令和7年1月～令和7年12月)

区分1に分類される手術	件数	区分4に分類される手術	件数
該当なし	—	腹腔鏡下結腸切除術（小範囲切除、結腸半側切除）	16
区分2に分類される手術	件数	腹腔鏡下試験開腹術	2
肝切除術（2区域切除）	1	腹腔鏡下試験切除術	3
肝切除術（垂区域切除）	1	腹腔鏡下人工肛門造設術	4
肝切除術（部分切除）（単回の切除によるもの）	1	腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術	53
膵頭部腫瘍切除術（膵頭十二指腸切除術の場合）	2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含むもの）	2
区分3に分類される手術	件数	腹腔鏡下胆嚢摘出術	50
腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	4	腹腔鏡下虫垂切除術	11
区分4に分類される手術	件数	腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴うもの）	3
腹腔鏡下ヘルニア手術（大腿ヘルニア）	8	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	3
腹腔鏡下ヘルニア手術（腹壁癒痕ヘルニア）	1	腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術）	8
腹腔鏡下ヘルニア手術（臍ヘルニア）	1	腹腔鏡下直腸切除・切断術（切断術）	3
腹腔鏡下胃局所切除術（その他のもの）	1	腹腔鏡下直腸切除・切断術（超低位前方切除術）	2
腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）	16	腹腔鏡下直腸切除・切断術（低位前方切除術）	9
腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）	2	腹腔鏡下直腸脱手術	2
腹腔鏡下胃腸吻合術	3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	1
腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	1	腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍切除術）	1
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術	34		

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 【 特別療養環境の提供に関するもの 】

(消費税込)

病棟	部屋	部屋番号	使用料(1日)
3階	特室	321	16,500円
	個室	301 302 303 305 306 307 308 310 311 312	8,800円
		313 315 316 317 318 320 322 323 351	
4階	特室	421	16,500円
	個室	401 402 403 405 406 407 408 410 413 415	8,800円
		416 417 418 420 451	

### 【 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収 】

通算入院期間が180日を超える患者さんにつきましては、180日以後の入院料及びその療養に伴う看護に係る料金として、1日につき2,785円(税込)は選定療養費として患者さんの負担となります。

### 【 評価療養費 】

(消費税込)

内容	区分	接種料(1回につき)
丸山ワクチン	外来	1,100円
	入院	330円

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## 【 保険外負担に関する事項 1 】

(療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて)

当病院では、以下の項目等について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。 (消費税込)

### 日常生活上のサービスに係る費用

項 目	単 位	金 額
テレビ代	1日	200円
付添フトン	1日	220円
オプサイトウンド(小) 6.5×5.0 100枚入	1枚	99円
オプサイトウンド(大) 9.5×8.5 20枚入	1枚	209円
ポリネックソフトM (頸椎固定用シーネ)	1個	4,400円
ポリネックソフトL (頸椎固定用シーネ)	1個	4,400円
浴衣M (男女共)	1枚	3,410円
浴衣L (男女共)	1枚	3,410円
浴衣LL (男女共)	1枚	3,300円
エンジェルセット	1セット	7,700円
エンジェルセット(在宅用)	1セット	16,500円
サンダル(救急用)	1組	550円
FreeStyle リブレ2 センサー	1個	8,250円
FreeStyle リブレ2 Reader	1個	8,250円
ブラ壺 A-3 22cc 青	1個	33円
ブラ壺 A-6 滅菌済軟膏ツボ 100g 青 115cc	1個	143円
PPB 投薬瓶 滅菌済 30cc	1個	44円
PPB 投薬瓶 滅菌済 100cc	1個	55円
PPB 投薬瓶 滅菌済 200cc	1個	66円
PPB 投薬瓶 滅菌済 500cc	1個	110円
ヘルスカップ 200-NM(OP)	1個	11円

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## 【 保険外負担に関する事項 2 】

公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

項 目	単 位	金 額	項 目	単 位	金 額
診断書（当院様式）	1 通	2,750円	保険会社回答書	1 枚	3,300円
通院証明書（当院様式）	1 通	2,750円	副作用救済給付用医療費・医療手当診断書	1 通	8,800円
入院証明書（当院様式）	1 通	2,750円	副作用救済給付用受診証明書	1 通	2,200円
保険会社等発行様式	1 通	4,400円	診断書（英文）	1 通	8,800円
死亡診断書（当院様式）	1 通	3,300円	診断書（職場指定様式）	1 通	4,400円
死亡診断書（他社様式）	1 通	5,500円	診断書（保護者の疾病等用）	1 通	2,750円
身体障害者診断書	1 通	5,500円	診断書（アルコール・麻薬・大麻・あへん中毒、精神疾患の否定）	1 通	2,200円
年金給付診断書	1 通	5,500円	原子爆弾被爆の診断書	1 通	2,200円
入浴許可診断書（証明書）	1 通	1,100円	診断書（健康管理手当用）被爆者	1 通	2,200円
おむつ使用証明書（一般）	1 通	1,100円	健康診断書（施設入所のため）	1 通	2,200円
おむつ使用証明書（生活保護者）	1 通	0円	運動療法処方箋	1 通	1,100円
野島渡船減額証明	1 通	0円	診療報酬点数証明書	1 枚	1,100円
丸山ワクチン 初回申請書類	1 通	4,400円	ストーマ使用証明書	1 通	1,100円
丸山ワクチン S S M臨床成績経過書	1 通	3,300円	自動車税等に係る一時帰宅証明書	1 通	550円
臨床調査個人票（新規）	1 通	4,400円	職安傷病証明書	1 通	0円
臨床調査個人票（継続）	1 通	2,200円	差額ベッド料請求書	1 通	0円
肝炎関連書類	1 通	2,200円	医療等の状況（学校）	1 通	0円
受診状況等証明書	1 通	3,300円	郵送料	1 回	430円

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

### 【 保険外負担に関する事項3 】

#### 面談料、セカンドオピニオンに係る費用

項 目	単 位	金 額
面談料（保険会社等）	1回	5,500円
セカンドオピニオン 30分以内	1回	11,000円
セカンドオピニオン 30分超60分以内	1回	22,000円

#### カルテ開示に係る費用

項 目	単 位	金 額
診療情報の開示手数料	1通	3,300円
診療録等の謄写作成費	1枚	33円
各種検査結果票の謄写作成費	1枚	33円
画像謄写作成費（CD）	1枚	2,200円
主治医の補足説明に関する費用	1枚	5,500円
診療録等要約書の作成費	1回	5,500円
診療情報提供書の記載がない場合の画像提供（CD）	1枚	500円

### 診療記録（カルテ）の開示について

当院では、患者さんのご希望に応じて診療情報の開示をおこなっております。この開示制度は、インフォームド・コンセント（診療行為についての十分な説明と同意）に基づき、患者さんと病院との信頼関係を確保することを目的としています。

#### ◇開示方法

謄写（コピー）

#### ◇申請場所

1階受付窓口（担当部署：安全管理部診療情報管理室）

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

### 【 保険外負担に関する事項4 】

診療報酬点数上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

項 目	単 位	金 額
在宅医療に係る交通費 2 km未満	1回	100円
在宅医療に係る交通費 2 km以上 ~ 5 km未満	1回	200円
在宅医療に係る交通費 5 km以上 ~ 10 km未満	1回	400円
在宅医療に係る交通費 10 km以上 ~ 20 km未満	1回	600円
在宅医療に係る交通費 20 km以上	1回	800円

医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

項 目	単 位	金 額
インフルエンザ予防接種 65歳以上	1回	1,490円
インフルエンザ予防接種 65歳未満	1回	3,850円
タミフルカプセル75 10日分処方	1回	3,597円
肺炎球菌ワクチン予防接種 指定年齢者	1回	2,870円
肺炎球菌ワクチン予防接種 指定年齢者以外	1回	7,700円

※尚、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 【 医療機関指定 】

国民健康保険指定医療機関

健康保険指定医療機関

労災保険指定医療機関

労災保険二次健診等給付医療機関

結核指定医療機関

生活保護法指定医療機関

被爆者指定医療機関

## 患者相談窓口のご案内

当院では、患者さんやご家族の方が安心して治療を受けられるように、患者相談窓口を設置しております。患者さんの立場に立って、問題解決のお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

### 【 患者相談窓口設置場所 】

1階 患者サポートセンター内

### 【 受付時間 】

平日8:30～17:30（土曜・日曜・祝日、お盆、年末年始除く）

### 【 相談対応者 】

医療安全管理者、医療相談室

### 【 相談内容 】

- ・ 医療安全に関すること
- ・ 医療費に関すること
- ・ 疾病、健康相談に関すること
- ・ 医療機関に対する相談、紹介
- ・ 医療行為の内容に関すること
- ・ セカンドオピニオン
- ・ 医療従事者に関する苦情
- ・ 個人情報保護に関すること
- ・ 診療情報提供に関すること
- ・ その他、医療に関すること全般

## 外来腫瘍化学療法診療料 1 にかかる揭示事項

当院では、外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行うにあたり以下の体制を整備しています。

- ◆専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時 1 人以上配置し、患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を有しています。
- ◆急変時等の緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。
- ◆実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

## バイオ後続品使用体制加算にかかる揭示事項

当院では、**バイオ後続品**の使用を推進しています。

### 【バイオ医薬品とは】

バイオ医薬品は、細胞や微生物などの生物の力を利用して作られる、タンパク質を有効成分（治療効果がある成分）とする新しい薬です。病気の治療に効果的なタンパク質をつくり、薬としたものがバイオ医薬品です。

### 【バイオ後続品(バイオシミラー)とは】

バイオ後続品(バイオシミラー)とはバイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬です。先行バイオ医薬品と同等/同質、つまり品質が類似していて安全性・有効性に影響するような違いはない医薬品です。

バイオシミラーは、先行バイオ医薬品より薬価が安くなることから、患者さんの経済的な負担軽減につながる事が期待されます。